

新しい中小企業組合制度の概要

～中小企業組合制度が改正されました～

平成19年4月1日から「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（平成18年6月15日、平成18年法律第75号）が施行されます。また、この改正された法律を施行するための関係政省令等も施行されます。これにより、中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合・連合会、事業協同小組合、火災共済協同組合・連合会、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律に規定する商工組合・連合会、協業組合、商店街振興組合の運営方法が大きく変わりますので、改正法及び政省令の内容をご理解いただき、適切に対応することが必要です。

改正された制度の枠組み

今回の法改正は、2つの側面から行われています。

1つは「中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し」でありもう1つは「共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入」です。

「中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し」については、平成18年5月に施行された会社法の株式会社の運営にならった諸制度が導入されています。

「共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入」については、平成18年4月に施行された改正保険業法の保険会社の運営にならった諸制度が導入されています。

